

人・農地プランの実質化に向けた取組について

札幌市では、地域農業の中心となる経営体や、農地の集積・集約化に向けた将来の方針を示す「人・農地プラン」について、以下の3つのステップにより、令和2年度中に実質化するための取り組みを進めております。

・1 アンケートの実施（令和元年度に実施済み）

・2 現況把握

回答いただいたアンケートの結果を図面などにまとめ、地域での話し合いを行います。話し合いは、令和2年の秋ごろから全5地区での実施を予定しており、開催は市のホームページや北の大地などでご案内します。

・3 将来方針の作成

把握した内容を「人・農地プラン」としてまとめます。このプランにおいて地域の中心経営体と位置付けられた農業者は、国の施策等の活用が可能となります。

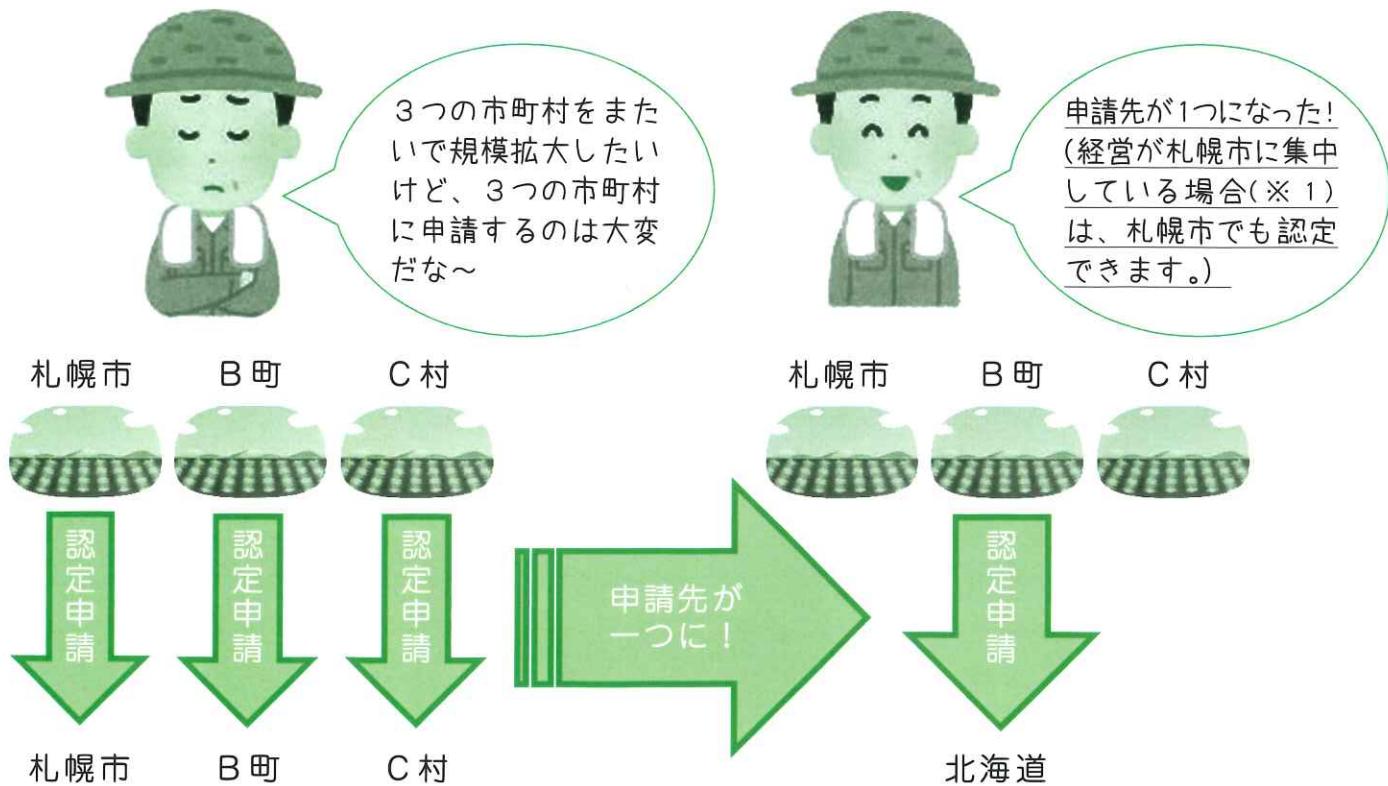
複数市町村で営農する認定農業者の認定手続が変わります！

複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって道または国が農業経営改善計画の認定手続きを一括で行います。（2020年4月から実施）

経営がひとつの市町村に集中している場合（※1）や、経営改善計画に記載される農地がひとつの市町村に限定される場合は、その市町村で認定を受けることができます。

（現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに道または国への認定申請を行う必要はありません。）

※1 農用地が集中している等により、全体の所得目標の8割を一つの市町村でカバーできる場合（農業者の意向により市町村認定を選択できます。）



問い合わせ先

札幌市農政部農政課企画担当係 Tel.011-211-2406